神戸女子短期大学内部質保証の方針

本学の建学理念、教育目標、教育研究上の目的及び各種方針の実現に向けて、恒常的・継続的に諸活動の改善を行うため、以下のとおり内部質保証の方針を定める。

１．内部質保証の考え方

本学は、教育活動を始めとする諸活動について、予め策定した方針に基づき運用するとともに、方針に照らして自ら点検・評価を行い、恒常的・継続的に改善を行うことによってその質の維持・向上に努め、高等教育機関として社会からの負託に応える。

この一連の取り組みをもって、「内部質保証」と称する。

２．方針の明確化

教育活動に係る「三つの方針」はもとより、学生支援や地域連携活動等についても方針を明確に定める。明確な方針を定めることにより、諸活動に一定の方向性を与えるとともに、活動内容を点検・評価する際の基準として用いることで、課題の検証と改善を適切に行う。

３．PDCA サイクルの構築

自己点検・評価等の点検・評価活動の結果に基づき（Check）、諸活動の改善を行い（Action）、より良い活動計画を策定し（Plan）、計画を実行する（Do）。これを恒常的・継続的に行うことにより、点検・評価活動を起点とする PDCA サイクルを構築する。

４．全学的な自己点検・評価と学内各組織による自己点検・評価の連動

学内の各組織による自己点検・評価を実施し、これを踏まえて全学的な自己点検・評価を実施する。各組織による自己点検・評価の結果を検証し、点検・評価と改善への取り組みの有効性について評価を行ったうえで、その評価結果を勘案して大学全体としての内部質保証の達成度の評価を行う。

５．外部評価の実施

認証評価機関による評価を受けることにより、本学の内部質保証への取り組みの有効性を確認する。また、定期的な学外者による評価を実施することで、点検・評価活動に客観的な視点を取り入れる。

６．客観的根拠に基づく取り組み

教育活動を始めとする諸活動に関する統計データ等の収集・分析を行う。また、必要に応じて、外部団体が策定した質保証に係る分野別の基準等を参照する。これらを客観的根拠として活用し、内部質保証の取り組みを信頼性の高いものとする。

７．学園全体での内部質保証の成果の共有

内部質保証への取り組みを通じて明らかになった課題や好事例は、学内で共有するとともに、神戸女子大学及び事務の部局等とも共有し、学園全体の改善に繋げる。

８．点検・評価結果の公表

自己点検・評価結果や認証評価機関による評価結果等、内部質保証への取り組みの成果を公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

９．FD・SD 活動との連動

教育活動を始めとする諸活動の実施主体となる教職員が、十分にこれに取り組めるように、職能開発を行う。また、これを通じて内部質保証の概念を学内に定着させ、教職員による自律的な職能開発及び改善への取り組みを促す。

１０．組織体制

学長のリーダーシップのもと、学内の全ての組織が主体となり、内部質保証の取り組みを担う。

（１）内部質保証委員会

本学の内部質保証を統括し、その責任を負う組織として、学長のもと、内部質保証委員会を置く。教育活動等の適切性と有効性を検証するため、自己点検・評価を始めとする本学の点検・評価活動を統括する。点検・評価結果に基づく諸方策を各種事業計画に間断なく反映させ、本学諸活動の質の維持・向上を図る。

（２）点検・評価委員会

内部質保証委員会に点検・評価委員会を置く。内部質保証委員会からの委任に基づき、自己点検・評価を始めとする本学の点検・評価活動を担務し、内部質保証委員会にその実施結果を報告する。また必要に応じて、点検・評価結果に基づき、内部質保証委員会に対して諸活動の改善に向けた提言を行う。

（３）学科

それぞれの教育活動等に関する課題について協議し、必要な方策を実行することによって、教育プログラムの質の維持・向上に取り組む。

（４）教学組織および委員会

所掌業務に関する課題について協議し、必要な方策を実行することによって、その質の維持・向上に取り組む。

（５）事務組織

所掌業務に関する課題について協議し、必要な方策を実行することによって、その質の維持・向上に取り組む。また、（１）～（４）の組織による質保証の取り組みに際しては、協働してこれに携わる。

１１．関連規程等の整備

内部質保証の取り組みを維持し恒常的に機能させるために、具体的な実施体制等を定めた規程等を整備する。

神戸女子短期大学点検・評価活動に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第１条の２及び神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証に関する規程第５条第２項に基づき、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における内部質保証体制のもとで実施する点検・評価活動について必要な事項を定める。

（体制）

第２条　神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）は、点検・評価活動の方針を定め、本学の点検・評価活動を統括する。

２　神戸女子短期大学点検・評価委員会（以下「点検・評価委員会」という。）は、神戸女子大学・神戸女子短期大学内部質保証に関する規程第５条第１項に基づく内部質保証委員会の委任を受け、点検・評価活動の実務を担う。また必要に応じて、点検・評価結果に基づき、内部質保証委員会に対して教育活動を始めとする諸活動の改善に向けた提言を行う。

３　本学学内の全ての組織は、所掌する業務について点検・評価を行う。また、点検・評価の結果に基づき、所掌業務に関する課題について協議し、必要な方策を実行することによって、自らその質の維持・向上に取り組む。

（点検・評価委員会）

第３条　点検・評価委員会の任務は、次の各号のとおりとする。

(1) 点検・評価の実施計画の策定
(2) 学内各組織による自己点検・評価作業の管理
(3) 学内各組織による自己点検・評価結果の集約及び評価案の作成
(4) 短期大学全体としての内部質保証の達成度についての評価案の作成
(5) 自己点検・評価報告書の作成
(6) 認証評価及びその他の外部評価の受審に係る実務
(7) 点検・評価結果に基づく諸活動の改善に向けた提言
(8) その他点検・評価活動に関し内部質保証委員会が委任する事柄

２　点検・評価委員会は次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長
(2) 委員長の推薦に基づき学長が指名する専任教職員　　４名以上
(3) 学園企画課長

３　前項第３号を除く委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員長は、ALO（認証評価連絡調整責任者）とし、学長が指名する。

５　点検・評価委員会は、委員長が招集し、議長となる。

６　委員長に事故があるときは、学長が代理を指名する。

７　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

（自己点検・評価）

第４条　本学は、継続的に諸活動の改善を行うために、諸活動の状況について自ら点検・評価を行う。

（自己点検・評価の項目）

第５条　自己点検・評価は、次の各号に掲げる項目の全部又は一部について行う。

（1）理念・目的
（2）内部質保証
（3）教育研究組織
（4）教育課程・学習成果
（5）学生の受け入れ
（6）教員・教員組織
（7）学生支援
（8）教育研究等環境
（9）社会連携・社会貢献
（10）大学運営・財務
（11）その他内部質保証の観点から必要な項目

（自己点検・評価の評価基準）

第６条　前条に規定する評価項目の評価基準は、次の各号に掲げる基準等を踏まえ設定する。
（1）認証評価機関の定める基準
（2）本学の建学理念、教育目標、教育研究上の目的及び教育活動等の諸活動の方針
（3）内部質保証の方針

（学内各組織における自己点検・評価）

第７条　学科等の学内組織は、自らが実施する教育活動等の諸活動について、内部質保証委員会の定める実施方針及び評価基準等を踏まえ、有効性、方針等との整合性及び活動計画の履行状況等の観点から、点検・評価を行う。

２　学内各組織における点検・評価は、内部質保証委員会の委任に基づく点検・評価委員会による指示のもとで実施する。

３　学内各組織における点検・評価の結果は、当該組織の全構成員による確認を経た上で、当該組織の長の責任において、点検・評価委員会に報告する。

４　点検・評価委員会は、学内各組織による自己点検・評価結果を集約し、評価結果の妥当性や諸活動の有効性等についての評価案を作成し、内部質保証委員会に報告する。

５　内部質保証委員会は、前項の評価案に基づき、評価を行う。

（全学的な自己点検・評価）

第８条　点検・評価委員会は、前条第４項の評価案を踏まえ、大学全体としての内部質保証の達成度についての評価案を作成し、内部質保証委員会に報告する。

２　内部質保証委員会は、前項の評価案に基づき、評価を行う。

（自己点検・評価報告書の作成）

第９条　点検・評価委員会は、第７条第５項及び前条第２項に定める内部質保証委員会による評価に基づき、自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証員会に報告する。

２　自己点検・評価報告書は、原則として毎年度作成する。

（認証評価及びその他の外部評価）

第10条　本学は、学校教育法第109条の定めるところにより、認証評価機関による認証評価を受ける。

２　前項の認証評価に加え、必要に応じて認証評価機関以外の第三者による外部評価を受ける。

３　前項の外部評価における評価項目は、第５条に掲げる項目を踏まえ設定する。

（評価結果の活用）

第11条　学長は、内部質保証委員会による審議を踏まえ、点検・評価の結果に基づき改善が必要であると判断した事項について、適切な措置を講ずる。

2　前項の学長による措置に関わらず、学内各組織は、自己点検・評価を通じて改善の余地があると自ら判断した事項について、主体的に改善に努めなければならない。

（評価結果の公表）

第12条　点検・評価の結果は、学内外に公表する。

（事務）

第13条　点検・評価活動に関する事務は、総務課（学園企画担当）が行う。

（規程の改廃）

第14条　この規程の改廃は、内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

1　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、神戸女子短期大学自己点検・評価委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）

【規程番号　神女短Ⅲ－003】

神戸女子短期大学学生の懲戒に伴う学籍異動に関わる手続について

神戸女子短期大学学則第 42 条に該当する事案が発生した場合、学生の学籍異動の手続きについては、以下のとおり行うこととする。

1．学生に懲戒による退学、停学、訓告に該当すると思われる事案が発生した場合、それを認識した者は、文書で審議の起案を行い、学科主任を経由して学生の懲戒に関する委員会（以下「委員会」という。）に提出することとする。

2．上記1．の文書の提出を受けた委員会委員長は、委員会を招集し、起案の受理について審議する。

3．委員会で当事者の学生に対する調査が必要と判断した場合は、調査委員会を立ち上げ、原則として2カ月以内に調査を終了し、調査の経過及び結果を速やかに委員会に報告することとする。調査委員会の運営等に関する必要事項は別に定める。

4．委員会は、調査委員会の報告を受け速やかに懲戒の要否の結論を下し、懲戒が必要と判断した場合は、判断理由を附帯のうえ、退学、停学、訓戒等の処分案をまとめ学長に報告する。

5．学長は、委員会の審議が不十分であると判断した場合、もしくは、当該学生より懲戒の根拠となる調査結果及び処分の不服の申入れがあった場合には、再調査を含め再審議を委員会に指示することができる。

6．学長は、事案の結果及び処分について、教授会等に報告をし、意見を求めることができる。

7．委員会委員及び調査委員会は、事実審議の過程において、常に客観性、公平性及び調査内容についての秘密厳守に十分留意すること。

8．この手続きの変更は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この手続きは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この手続きは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。